

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成25年度 第2回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時		平成25年11月15日(金) 18時00分～20時00分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	大崎 淳正 委員 黒田 美智 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾亜希子 委員 西谷 博美 委員 真鍋由美子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)		
	その他			
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 子育て・家庭支援課長 田渕 敏子 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 濱崎 輝		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由				
会議次第		議題1 男女共同参画条例について 議題2 その他		
会議結果		別紙のとおり		

審 議 経 過

【事務局】ご案内しておりました時間が参りましたので、「第2回川西市男女共同参画審議会」を始めさせていただきます。本日は公私何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、委員の皆さまのご出欠の状況ですが、3名の委員の方より所用のため遅れるとの連絡をいただいております。

それでは、まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。また、会議録につきましては皆さまのご発言を事務局で調整させていただいたものを、会長にご承認いただくということで考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】続きましてこのたび市議会の役員選挙で新しくご就任いただいております大崎委員と黒田委員に、部長より委嘱状を交付させていただきます。お席の方へお持ちいたしますので、その場でご起立願います。

(委嘱状交付・自己紹介)

【事務局】ありがとうございました。恐れ入りますが、お手元に座席表をお配りさせていただいておりますが、事務局側の出席者に一部変更がございます。男女共同参画センターのところで藤森マネージャーと記載させていただいておりますが、都合により濱崎が出席させていただいております。

それでは、ここからは高島会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】こんばんは。それではこれより第2回男女共同参画審議会を開会いたします。協議事項の1「男女共同参画条例について」を議題といたします。事務局より、本日の議題である「男女共同参画条例について」審議会を開催されるに至った経緯説明と、続いて阪神間の男女共同参画条例について説明を願います。

【事務局】本日、第2回川西市男女共同参画審議会を開催させていただきましたのは、本市の9月市議会におきまして、「川西市男女共同参画条例の制定を求める請願」が提出され、採択されたことをご報告することと、男女共同参画条例についての考え方等のご意見をいただきたく、お集まりいただきました。「男女共同参画に関する条例の制定」につきましては、第2次川西市男女共同参画プランに、重点課題として規定されており、現在の第3次プランでも継続して規定されております。事務局としましては、このような状況を真摯に受け止めており、これまでの経過を十分に踏まえながら、審議会の皆さまや市民の皆さまのご意見をいただきながら検討して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず簡単に、9月市議会での経過をご説明させていただきます。説明にあたりましては、市議会

で使用されている言葉を基に、注釈を付けながら説明させていただきます。まず、請願とは、市民の皆さまが直接市政などについて、希望を述べることで、定められた様式により、請願主旨に賛同する1名以上の議員の署名を記し、議会に提出され本会議において議案と同じく議題として取り扱われ、採択か不採択かなどの結論が出されます。採択とは、市議会が請願の主旨を肯定することであり、不採択とは請願の主旨を否認することです。8月29日、市議会へ「川西市男女共同参画条例の制定を求める請願書」が提出されました。全26名の議員で構成する本会議において、9名の委員で構成する厚生常任委員会へ「付託」することと決まりました。「付託」とは、議会で議案の審査を本会議の議決に先立って他の機関に委ねることであり、議案は原則として委員会に付託されることとなっております。日を改めまして、9月11日に、厚生常任委員会が開催され、請願について、審査されました。様々な意見が出されましたが、表決の結果、全委員9名中賛成少数のため、厚生常任委員会としては「不採択とすべきもの」と決定されました。

日を改めまして、9月26日 市議会・本会議におきまして、厚生常任委員会での本請願に係る審査内容及び厚生常任委員会としては「不採択すべきもの」と決定された旨が報告され、その後、討論（討論とは議題に対し賛否の意見を述べること）が、反対、賛成、それぞれの立場から行われました。様々な意見が表明されましたが、採決の結果、賛成多数により、最終的に、市議会として採択と決定されました。9月市議会での経過は、以上でございます。聞きなれない言葉をたくさん使いましたので、説明が必要なところがありましたら、その部分の説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、資料の「県内市町における男女共同参画施策の取組状況」ですが、これは県が作成している資料で平成25年8月1日現在、県下の41市町の中で条例を制定しているのが7市町でございます。続きまして、本日お配りしています「男女共同参画条例制定阪神間各市の構成内容」についてですが、阪神間では現在、宝塚市、尼崎市、芦屋市の3市が条例を制定しています。

（「男女共同参画条例制定阪神間各市の構成内容」について説明）

以上、簡単ではございますけれども、市議会の経過と阪神間各市の条例の制定状況でございます。

【会長】ありがとうございました。今の説明について質問や条例の制定についての賛否も含めてご意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】質問ですが、議会で請願が採択されたという説明がありましたが、川西市としては第3次のプランが実行されている状況の中で、市独自としてもプランの中で条例化をずっと謳われてきたという経過がありますよね。なぜ、市としては条例化を謳いながら請願が出るまで、条例化をされてこなかったのかということをもっと聞きたいのですが。

【事務局】第2次のプランから条例の制定についての項目があがっておりました。たしかに、第2次プランの10年間条例が制定されていないという状況となっております。過去の第2次プランの期間の審議会の状況を前任の担当者に聞き調べましたところ、実際に審議会の中では条例化に向けた意見というのは出なかったため、事務局といたしましても市民の皆さまの意識というものがどういふものかわからないところもありました。第3次のプランの中で積極的に作っていきたいという思いは持っておりますが、なぜできてこなかったというのは色々な立場からのお考えがあり、審議会としては条例化を進めていくということに至らなかったと聞いております。

【委員】でも第2次プランの中には明記されているわけですよね。ですから、第1次プランの時にその計画の見直しをされて第2次プランを作ってこられた中には、条例化が必要ではないかという流れの中で明文化されたものが今回の第3次プランになっていると思いますが、そのあたりの認識はそういうことでもいいのかということと、条例化の反対意見の中には条例化しても何の実効性もないというような議員の発言もありますが、そのあたりの条例化というところについてもう少し丁寧に説明願います。

【事務局】条例制定ということは、市民あるいは市民間の強い取り決めということが位置づけられていると思います。ですから、市民の皆さまの広範な世論が盛り上がるなどし、必要であるとの認識があれば条例という位置づけをするべきだと思いますが、なかなかそこまで多くの皆さまの意見が至っていないという状況ですので、条例化されていないというようなことではないかと思っております。ただ、第3次のプランの中では、第2次のプランに続き条例を制定していくことを重点課題としてあげておりますので、事務局といたしましては近い将来には条例の制定を正式に上程していかなければならないという意識は持っております。

【委員】今回、市民の方から請願が出されたということなので、市民の中でも条例化をしてほしいというような意見としてあがってきているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】市民の皆さまから請願が出て採択されたというのは、過半数以上の方が賛成されたということで、賛成をされていない方の意見というのが、どういう考えなのか。反対の方の考えですべてなのか、どちらでもないという考えの方もおられると思いますし、いろんな方がおられると思いますので、今後市民の皆さまの意識がどういうものなのかを十分斟酌しながら条例の制定に向けて考えていくべきと思います。

【会長】本会議での採決の結果はどうだったのですか。

【事務局】全議員26名中賛成は15名と聞いております。ただし、26名中1名は議長でございますので、賛否については基本的に意見表明できないので、25名中15名が賛成されたというご理解で賜ればと思います。

【会長】男女共同参画センターではいつも市民の方と接しておられて、かなり意識が浸透しているのか、まだ一部の方だけなのでしょう。条例の制定は、ある程度意識が浸透していて、さらに日常生活の中で市民の皆さんが男女共同参画・男女平等を意識して、自分の行動なり発言により敏感になってその実現への機運をさらに高めようと考えるときであろうと思うのですが、どの段階なのでしょう。

【事務局】条例を作ろうという方々がたくさんおられるか、総数が多いかというところではないかもしれませんが、ただし、意義を考え条例化について真摯に考えておられる方がいるのは事実でして、そういう方々が時期を見ながら自分たちのできる範囲で草の根的な巻き込みをしようと、今年度のフェスタでも勉強会的な講座をされたりしています。ただ、本当に条例や男女共同参画社会推進の意識が日々の生活にみんなが意識しないくらい浸透しているかということ、そこはセンターも常に苦

心しているところです。できるだけ自然な形で理念を知っていただきたいと思いますし、様々な講座や企画をしながら日々努力をしているところです。

【会長】条例制定によってプランを推進していく力になるということはあります。プランと条例は相乗作用し合います。日常生活において男女共同参画を意識化することによって、それへの理解を深めていくということになると思います。

【委員】男女共同参画というのは非常に重要な問題で、日本は実際には遅れている。長く続いた男尊女卑が未だに我々の心、それから色々な慣習に染みついているのは間違いのないことだと思います。ジェンダーギャップ指数、これが136か国中日本は2013年にはさらに下がって最低レベルの105位と。信じられないような順位です。これだけ先進国と言われる日本、技術大国と言われるながら男女間の格差については、低レベルな段階にある。実際、国会議員はほとんどが男性です。女性議員は少ない。それから大臣もそうです。市議会議員や県議会議員もほとんど男性です。女性議員が少し増えると多いと言われるのが実際です。会社にいるときにも何気なく感じていましたけど、女性が本音を言えるような待遇や場は実際、会社の中にはありませんでした。それを当たり前として受け取らざるをえない、これが実際の社会ですしそれを跳ね返していくだけのパワーが個人に求められてしまう。これがまだまだ現状だと感じています。議員として相談を受ける中で、DVの問題なども直面しました。女性の権利がまだまだ守られていない。同じように貧乏や病気があっても、暴力を受けるのは女性側でしかないというのが現状です。それが意識的に市民の中で高まるかということ、なかなかそれは全体的な中で権利を虐げられているという方々が女性の中でのいうことは、そういう方々を守っていくための色々な方策としてプランや理念や条例がないと意識自体も高めていけない。逆になるかもしれないですけど、理念があってそういうことが広まっていく機会が設けられるのではないかと思うわけです。日常生活で感じることはないかもしれないですが、女性であるということによって厳しい目に遭うということは、まだまだ日本では大変多い。そういうことから救って守っていくため、またそういう方々が自分の権利主張ができていく一つの光明として、川西でもこういう条例が必要であると感じているわけです。

【委員】日本は105位の低レベルとおっしゃったんですが、国際結婚している人に聞いたら、フランスでもドイツでもスウェーデンとかでもほとんど男性が経済を握っていて、妻は何を買うにも旦那さんに聞かないといけないと聞きました。そう考えると日本は女性のほとんどが財布を握っているんで、世界でも稀にみるギャップのない国なんじゃないかなと思います。どうなんでしょうか。

【委員】アメリカでも夫の方がお金を握っているというのはよく聞きますが、日本ではお金を考えた場合は妻が確かに握っていますが、それはあくまで家計なんです。本人のお金というよりは、家族の家計を握っているので自分の物を買いたいと思ってもそれはへそくりであったり、夫に伺いをたてないといけないという面がありますよね。だけど、夫の方がたくさん働いているだとか稼いでいる場合には、夫はお小遣いを少し多めにもらえたりだとかそういうことがあるので、妻が握っているお金イコール妻のお金ではないし、それはあくまでも家族のお金なのでそれをもって男女平等だとは言えないかなと思います。

【委員】ヨーロッパの男女共同参画のあり方っていうか、先ほど委員がおっしゃった指数の意味は結局、女性がどの程度社会に参画できているかという、女性側の意識もまだまだ日本は低いという部分もあるし、男性の意識もという部分で、お金を握るという意味合いの捉え方がちょっと違うのではないかと思います。実際、ヨーロッパは労働の色々な規約だとか権利だとかそういう部分は法律的にもとても強い国です。ですから、この順位に関してはもうちょっと国内に意識を向けて考えた方が良くと思いますし、参考に国外の例があれば言っていただければと思います。

【委員】先ほど委員がおっしゃったジェンダーギャップ指数ですか、常に4つ指標があって、そのうちの一つは女性がどれだけ高等教育を受けられているかとかの指数でして、先ほど委員がおっしゃったのはそれを社会で活かすことができているかという指数なんですね。労働市場で活かしているとか議員数に反映されているかとかそういうことであって、日本人女性の場合はかなり高い教育を受けられ機会に恵まれるようにはなっていますが、それを実際に社会へ活かしきれていない。なので、総指数については105位と最近また下がったと。女性の社会進出が他の国に比べると進んでいないということが指摘されています。

【委員】給料や専門職の雇用というものと高等な教育を受けられているかという視点と、寿命なども指標となっています。もうひとつは意思決定機関へ参画しているかというもので、例えば市役所の中での役職だとか議員であるとかさまざまなところの役職などで指数を出した時に、この国は遅れていますよねっていうのがジェンダーギャップ指数だと思います。川西市でも市民の意識調査をされていたりとか国でそのような調査をされている時に、この2、3年の間にやっぱり市民の感覚、私の近くでもこれから結婚をして家に入りたいという女の人が増えているんですね。何でかなと思うと、意識が変わるといっても若い方たちの働かされ方がすごくひどい状況になっていて、結婚をして家事が回せないとか妊娠して出産するときに今の勤務の中ではやっていけないというのがあると思います。意識が低くなったというよりも社会的な周りの状況がより困難になってしまって、とてもつらい状況におかれているというのが身近にもありますし、それが市の実感調査、それから国の調査の中でも明らかだと理解をしています。だからこそ理念だけではなくて、市としての働きかけとして条例化は一つの大きな役割になっていくのではないかなと私も実感をしております。

【委員】審議会の案内をいただいた時に、もう条例のたたき台ができていてそれをここで話し合うのかなと思っていたんですけど、全然そういう段階ではないんですね。条例を作るか作らないかの問題なんですね。考えていたことと全然違いまして、第3次までのプランがあって色々具体的に男女共同参画についてやってこられたのですから、明文化されたものがあって当然ではないかなという認識です。反対の方には反対の方の実情とかがあるのはわかりますし、反対にも1種類の反対ではないというのもよくわかるんですけども、行政を進めていく場合に指針となるような強制力はないんですね、条例には。

【会長】いえ、条例には強制力があります。

【委員】あるんですか。やはり指針にあたるようなものが必要ではないかなと思います。具体的に施策を進められておられるんですから、鏡に当ててそれが跳ね返ってくるような基本的なものが需要ではないかなと思います。私は教員をやっておりましたので、学習指導要領というのがあるんです

が、教師の中できっちりと読んでいる人はいないと思うんですが、やはりそれに基づいて教科書も作られますし、ある程度意識して業務もやりますし、教育内容も作られていると思いますので、そういう意味では根本となるものが必要だと思いますし、市議会でも採択されたわけですね。ということは、市民の代表の方が賛成されているのですから推進の方向だと私は思います。

【委員】強制力って言葉が出たんですが、実はこれかなり難しい問題で、例でいうとまず尼崎市が非常に特殊な条例を作られたという印象があります。それは苦情処理に関して、宝塚市と芦屋市は苦情があった時に審議会でどうするか考えるという方法なんですが、尼崎市は「苦情処理委員を設置して苦情等を適切に処理するため必要な措置を講ずる」とあるんですね。この条文はかなり解釈が難しい。前に男女混合名簿の問題が前回の審議会でありましたが、そのような問題があるときに何か強制的な指導ができるのかというと、個人的には難しいと思います。市にはオンブズマンという制度があるので使えないかなと聞いたところ、個別に権利侵害を受けたと思う人が声を上げてそれについて調整に入るとするのがその制度の建前であると。実際、裁判などもそうなんですが、権利侵害を受けた人が言うことは切実であって真剣に主張しますが、ただ一般に権利侵害を受けていると感じていない人がこれはおかしいんじゃないかと主張できる制度がいいのかとか。裁判はそのような制度になっていません。具体的な法律侵害があった時に裁判所は動きます。そういう意味で強制力があるかないかと聞かれて、あります、ないですとそう簡単に言えるものではない。尼崎市は強制力の色彩で言うと、3市の中で突出したものを作ったなど。私は他の市で個人情報の開示請求の審査委員をしています。これは市に対して自分の個人情報を出してくださいと。これがあなたの個人情報ですよ出したものに対して、もっとあるだろうとか訂正請求とかそういうことについての審査をする。これは市がやった行為が適切かどうかを市役所のなかで考えるんです。だけど、この問題は市役所の中でない他の部分で行われたことについて、市役所がこれは良い、これは悪いと強制力を出すのは難しいと思うんです。そもそも適切に判断ができるのか。男女の機会、雇用、平等などについては色々な判例がありますので、判断が極めて難しいです。というのは差別はいけない、これは日本国憲法で謳っているのも誰も否定しません。ただ、合理的な区別は許されるというのが前提になっています。元々の社会的な基盤で若い人が難しい働き方をしている中で、女の人が社会に出ていくのが嫌だという意識がある場合、人を雇う側としても数を男女同数に雇えるか。市役所でも職員の数を男女平等にするというのは、採択している市もあればできないと思っている市もある。非常に難しい、本当にみんなの心の中から解決していかないといけない問題であって、色々な事情で色々な考え方があって、どこまでやっていけるのか。市議会での反対意見を聞いていると理念に真っ向から反対されている方はいないように思いました。ただ、実効性がないのに作ってもしょうがないとか、尼崎市のような実効性を作るような市もあれば、芦屋市や宝塚市のようなそうでない市もありますよね。どこまで踏み込んで作るかについての共通認識がないまま、条例を作るか作らないかの議論をするとそういう形の反対意見が出てくるのかなと思います。女性の方が腹をくくって生きていくということを前提にしないと実現しない問題だと思います。

【会長】強制力との関係を考えますと、川西市としても条例を作るときはそこが一番難しいと事務局とお話をいたしました。私は芦屋市の条例の作成に携わりましたが、川西市ではどのような方針・考え方でいくのか、それを言葉でもってどのような表現をするのかっていうことですよ。例えば、条例にもられる市の責務、市民の責務、事業所の責務というのは「プラン」にそってそこに書かれていることをより分かりやすく、皆さんの日常生活の中で、市の男女共同参画化の推進と共に市民

の一人ひとりもそれを推進するよう努めましょう、というように書けると思います。先に、「日常生活における（課題の）意識化」と申しましたが、条例制定によって市民の日々の実行性が重なり合っていて、そこに「プラン」の実効性も出てくるということです。条例には「強制力がある」ということは外からの「縛り」とか「強い取り決め」といっても間違いではありませんが、私は生活の細部にわたる自らの言動に「プラン」の理念にそわないような問題点はないか自ら考え、気づかせる力という方に重点を置いて考えることもできると思います。これは最も難しい課題ですが、理念実現への最短距離に違いなく、条例制定はそれを促進すると考えます。ただ、市への苦情については、どれだけ市が市民個々からのそれに責任を持って対応できるか、市ができる範囲を考え、誠実かつ適切な文言を考えねばなりません。だから、とても時間がかかり、素案ができた時点で、1条1条この審議会で検討していくことになると思います。その時にまた色々な意見が出ると思いますので、全員が納得できるようにしなければいけないと思います。

【委員】すみません、少し遅れてきましたのでこの説明はもう終わっているのかと思いますが、2つ質問と1つ意見があります。1つ目の質問ですが、なぜ今川西市で条例を作ろうという動きが出てきたのか。2つ目は、皆さんにお聞きしたいのですが、条例を制定するかどうかというの、条例を制定した場合のメリットとデメリット、条例を制定しない場合のメリットとデメリットを考えて、それでメリットが大きくデメリットが少ない方を採択すればいい。そう単純に考えていいのかわかると。意見としては、女性意識がまだ浸透していない、委員の数なども少ない、女性が働きづらい社会になりつつあるなどがあると思いますが、また、積極的改善措置に関わってくるかと思うんですが、市民に多様性がある中で、例えば議員の一部や審議会のメンバーだけは男性に偏っているとか、そういう偏りがあることが問題なわけで、多様性を重視することが大切だと思います。単に女性を増やせばいいという問題ではなくて、この積極的改善措置のベースは同じ能力があるんであれば女性を積極的に採用しましょうとか、こちらの人種の人を採用しましょうとかそういう話なので、このような注意点をしっかり守りながらそれを条例の中に入れていくということをケアすればむしろメリットの方が大きいのかなと思います。

【事務局】条例制定を検討するに至った経過ですが、基本的には男女共同参画プランの中に条例制定が重点課題として位置づけされているということが大きな前提条件としてございます。それを踏まえた上で、先ほど課題に上がっておきながらなかなかしっかりと検討ができてこなかったということもご説明させていただきましたが、そういった重点課題に計上させていただいているというところがまずベースとしてあります。さらに、9月の市議会におきまして請願が提出され、委員会では一旦、否決されましたが、本会議で可決されたという経過でございます。その結果を重く受け止め、今回このような形で審議を開かせていただいて、まずは男女共同参画条例について委員の皆さまのお考えやご意見をお伺いさせていただきたいと。それを踏まえて、市としてどのような考えあるいはスケジュールで条例制定を考えればいいのかというところの整理をさせていただきたいという趣旨でございます。

2つ目の質問のメリットとデメリットの問題に関しては、非常に難しい問題だろうと思います。誰にとってのメリット、デメリットかは、色々な立場により変わってくることもあるでしょうし、そのあたりも含めて皆さまのご意見をお伺いできたらと思います。市の考えとしては、男女共同参画条例の制定に向けた取り組みを進めていきたいと思っており、審議会の皆さまのご意見を踏まえさせていただいて、制定して良かったと言える条例を目指していきたいと考えておりますので、メ

リットやデメリットの部分も含めまして条例の中にどのような内容を盛り込んでいくのかについて、忌憚のないご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

【委員】 J A兵庫六甲は女性の理事が少なく、女性の理事を増やしてほしいという声は聞くけれども、なかなかそれを表に出して言えないところがあります。条例があれば女性理事が増える方向にも進みやすいかなと思いましたが、だから、条例は必要かなと思います。

【会長】 そうですね。条例の一つひとつの条文を作るときに、男女共同参画の理念に沿った条文を作らないといけないですね。

【委員】 商工会も女性部というものがありますが、なかなか人数が増えません。商工会に入らないと女性部に入ることができないなど、要因は色々あるかと思いますが、これを機に人数が増えてくればと思います。

【委員】 最初は条例を制定するというよりも、男女共同参画センターでの活動をする方がいいと思っていたんですが、他の委員の話を伺っているとやはり指針があってそれに基づいて行動した方がより目的を達成しやすいと思いました。原則、自由がいいので行政の介入があるのは嫌なのですが、条例を制定するのに足踏みをしてしまったらより高い次元にたどり着けないんじゃないかと思いました。だから、条例を制定する方向に持っていかたいと思います。

【会長】 では、この審議会としては条例を制定する方向で考えると。

【委員】 条例制定に関して、誰がデメリットと感じるのか考えているんですが、そう感じる人はおそらく感情で嫌だと感じる人がほとんどではないかと思います。何か自分に危害が及ぶわけでもないでしょうし、多くの方は感情で嫌だとかそういうことなんだろうなと思うので、もしそういう方々が多いのであればその方々の感情まではコントロールできないので、それはある程度横に置いておいてもいいのではないかと、ちょっと過激かもしれませんがそう思います。その人たちに説得だとか納得させることは非常に難しいですし、もしするとしたら芦屋市と宝塚市の方が言葉の定義を表に出しておられますよね。このように定義をしっかりと出して、この中に盛り込めないのであれば積極的改善措置の効果は何なのかとか、そういうこともしっかりと説明をすれば少しはわかってくださる方も出てくるのかなと思います。

【委員】 この審議会に出るまでは男女って違って当たり前じゃないかという意識をずっと持っていました。やはり男の人しかできないこと女の人しかできないことはありますし、私の周りもそのような意識を持っている人が多くいます。そのへんがデメリットかなと。皆さまのお話を聞いて、ただ単純にそれだけじゃなくて色々な問題があるということがわかってきました。

【委員】 それに関して、男女は確かに区別はありますよね。区別と差別の区別はとても難しく、例えばAさんはBさんとCさんを区別だと考えたとしても、分けられたBさんとCさんは差別だと感じたらそれは差別かもしれないということは、考えてみる必要があると思います。人がバナナとリンゴを分ける場合、バナナとリンゴに感情はないので区別になりますが、見た目でも男と女で分け

ると体は男だけど性自認は女だという人もいるわけです。全てにおいて男はこうだからとか女こうだからと言われても違和感を感じます。人がどう感じるかということが、単に区別では済まなくなる部分があるということです。あと男は体力がある、女は体力がないというのは確かにあるかもしれないですけど、それはあまりにも男はこうだとか女はこうだというベースになりすぎている。実際女性にできることもあるかもしれないですし、私がこんな重い荷物持てないと思っていてもトレーニングを積めばある程度できたりもするわけで、逆に男性が全員持てるかというも持てない人もいるわけで、男だからこうとか女だからこうとか決めつけること自体が人にとっては負担になるし、障がいにもなってくるんですね。もっと女性にチャンスを与えられたらできることもたくさんあるし、制度が整って来れば実はできるんだということもあるわけですね。体力があるかないかで男女を決めすぎている、可能性を萎めてしまっている問題があると思います。

【委員】おっしゃっていることはよくわかるんですけど、実際はそうなんですよ。

【委員】だからそういうことを市民の方々に伝えていくことが、この審議会の役目だと思います。

【委員】私たちは日々成長して意識は変わっていくと思います。DV（ドメスティック・バイオレンス）や子どものいじめや虐待なども、昔は親のしつけやあなたはわからない子どもだから我慢しなさいだとか、女だから黙っていなさいなどと言われていたりすることが当たり前の社会が一時期あったと思います。でもそこが少しずつ矛盾も大きくなってきて、そこでこれはおかしいのではと声を上げてこられた方がいます。それが社会の問題に位置づけられることによって、今まで気付かなかった方が気付いたり、声を上げていいと思えるというのが、すごく良いことだと思います。私の周りの若い男性は、結婚して妻を養いなさいと言われることのギャップに苛まれていることだとか、見た目の性差だけで判断をされて言われることに対して、嫌だと思える人が増えてきたことはとても良い時代が来たと思います。ギャップが大きくなっているという社会問題もあるけども、そこに気付いている人たちが出てきて、それぞれの場所で気が付いたことを言葉に出せる、行動に移せるというのはすごく良いことだと思います。私はこの条例化はそのきっかけになってくれれば良いと思います。芦屋市と尼崎市が前文に日本国憲法をしっかりと明文化されているんですね。私はこの国の最高法規である日本国憲法に書かれていることに依拠しながら、私たちは対応をしていかないといけないと思います。それは女性の方が偉いということを押し付けるわけでもないし、適正化というものをここで判断できるかと言われると判断できないわけです。でも、その人たちのマンパワーやエンパワーが進んでいくという期待をしながら、私は市として条例化のことに時間を掛けて、この文言はどうかなど皆さんと知恵を出し合えば非常に良い条例ができると思います。また、そのことを私たちも外に向けて言うことで、良い方向に向いていくのかなと思います。去年、農業委員をさせていただいたんですが、農業委員会の中に女性部会がありそこで研修などをされるんですね。今までは農家の女性はなかなか前に出ていくということが難しかったのですが、担い手が高齢になってきているため、自分も出ていかないといけないということになれば、田んぼや畑を耕す時にトイレがないとかそういうところで気付きが始まって、農業の従事者に老若男女が参加しようと思うとどんなことができるかということの研修を始めています。それは自分の中の気付きでスタートするということは、すごく勉強になりました。だから、今までの長い歴史の部分とこれからの未来に向かって、私たちが次の世界にどのようなものを残していくかの一つの時間だと思っています。

【会長】ありがとうございました。本日はお互いに啓発し合えるような勉強会みたいになりましたが、それでは審議会としては、条例を制定するという方向でいいかと思います。例えば、芦屋市では前文を委員のみなさんが書いてこられ、それを練り直して作りました。そのようなことをして、川西市の条例になっていくのかなと思います。前文は皆さん一人ひとりに書いていただき、次回はそこから出発すれば今回の続きになると思います。

【事務局】本日いただいた意見を基に年度内にあと1回審議会を開催させていただいて、今後どのようなスケジュールで進めていくかのご提案をさせていただければと思います。会長から前文については、皆さま書いてきていただくということですが、それでよろしいでしょうか。

【委員】確認ですが今年度ですか。

【事務局】はい。

【委員】次回までに前文をとということですか、それとも新年度ですか。

【事務局】正式に条例制定に向けて審議会へ諮問させていただくのは、新年度を予定しています。

【委員】じゃあ新年度の時に前文ですか。諮問をしてからですね。

【事務局】本来は諮問をしてからになります。

【会長】それでは今年度の最後の審議会は何をするのですか。

【事務局】条例制定のスケジュールについての検討などを予定しています。

【会長】スケジュールについてご意見があればお願いします。

【委員】スケジュールと前文についてですが、皆さんが書いてきたものを練り合わせて一つにまとめるのは、非常に大変な作業になると思います。ですので、箇条書きのような形で書いてきていただいて、全体の文章を考えていくという流れで進めていく。次回までにまとめることは大変だと思いますので、出していただいて方向性だけでも見えればいいと思います。

【会長】それでは事務局から今後のスケジュールをお願いいたします。

【事務局】今皆さまが出していただいた意見を整理させていただいて、提案をさせていただきたいと思います。審議会としては、条例制定の方向性をお示しいただいたと理解をさせていただきます。それを踏まえまして、次回の審議会は2月の初旬から中旬ぐらいに開催をさせていただきたいと考えております。次回の審議会では、市として条例の制定に向けてどのような考え方で作っていくかについて整理して、お示しさせていただき、皆さまにご協議をしていただきたいと思います。併せ

まして、条例制定のスケジュールについて整理し提案をさせていただきます。さらに第3次男女共同参画プランの今年度の進捗状況についての説明などを予定しております。次年度の最初の審議会で正式に条例制定に向けて諮問させていただきます。そこから具体的に協議をさせていただきたいと考えております。前文につきましては、委員の皆さまで素案をご検討していただき諮問の時に併せてお示しをできればと思います。

【会長】 次回の審議会までに、前文に書きたいことを各委員が箇条書きにして持ってきてそれを検討するということですね。

【事務局】 そのような形でも結構ですが、諮問をしてからのの方が良いのではないかというご意見もありましたので、先ほどのような提案をさせていただきましたが、今回しっかりとご議論をしていただきましたので少しでも早く前文について協議を始めていきたいようでしたら、次回の2月の審議会でご協議をいただくのも一つの方法かと思えます。

【会長】 次回の審議会までにキーワードなどを書いてくるということでいかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 今ご提案いただきました内容ですと、委員の皆さまで考えていただいたキーワードやご意見などを次回の審議会事務局にご提出いただき、ご提出いただいたキーワード等と併せて市の考え方をお示しさせていただきます。それをご協議していただいたうえで、次年度の最初の審議会で正式に条例制定に向けて諮問させていただく流れになります。

また、考えていただいたキーワードやご意見は用紙に書いていただいて審議会当日に事務局にご提出ください。メールで提出しますという方は、事前にご提出をお願いいたします。所定の用紙は、後日、紙ベースでお送りさせていただきます。データで欲しいという方は、事務局へその旨をメールにてお伝えください。

本日は熱心なご議論をしていただきありがとうございます。これから先、条例制定に向けて私どもも一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。以上をもちまして、本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。